平成３０年（フ）第１８号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町103番地18
債務者　佐々木雅代
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅６号棟304号室、前住所栃木県宇都宮市東町20番地１　コーポ鷹201
債務者　高瀬　章宏
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９号
栃木県大田原市薄葉2702番地19　プレリーヴィラ202号
債務者　岩切健太郎
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１号
栃木県佐野市堀米町3931番地７、前住所群馬県邑楽郡大泉町坂田３丁目14番32号　ディアフォレスト202号
債務者　小澤　絹代
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２６１号
愛知県豊橋市大手町122番地（Ａ―602）
債務者　吉永　信彦
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１２号
愛知県豊橋市小向町字北小向32番地（Ｄ―101）
債務者　宮下　雅子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１５号
愛知県蒲郡市形原町天神裏58番地13
債務者　天野　昌晃
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第２４号
愛知県蒲郡市竹谷町梅薮５－１　コンフォート楓303、住民票上の住所愛知県西尾市東幡豆町向畑34番地１
債務者　小嶋　豊美
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３４号
愛知県北設楽郡設楽町津具字中野沢５番地３フォレストヒルズ津具106
債務者　小出　　正
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３５号
愛知県豊橋市つつじが丘２丁目12番地１（Ａ―101）
債務者　片寄さやか（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第３９号
岡山市南区新保1178番地３　コスモライン101
債務者　三好　永慈
1　決定年月日時　平成30年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第５６５号
静岡市駿河区下川原５丁目15番８－１Ｃ号
破産者　杉森　恵美（旧姓青山）
1　主文　当裁判所が平成30年１月17日午後１時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「静岡市駿河区下川原５丁目15番８－１Ｃ号、住民票上の住所静岡県富士宮市星山85番地の420」とあるのを「静岡市駿河区下川原５丁目15番８－１Ｃ号」と、破産者の氏名が「青山　恵美（旧姓風岡）」とあるのを「杉森　恵美（旧姓青山）」と各更正する。
2　決定年月日　平成30年２月16日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２７号
静岡県御殿場市川島田638番地
破産者　株式会社環境・みらい
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
静岡県沼津市三園町５番３号
破産者　株式会社日大土木
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係